

四日市市病院告示第1号

市立四日市病院会計年度任用職員の給与等の支給に関する要綱を次のように定める。

令和6年3月22日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院会計年度任用職員の給与等の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和33年四日市市条例第15号）第16条及び市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程（平成18年病院管理規程第3号）第5条並びに四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年四日市市条例第28号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市立四日市病院に勤務する会計年度任用職員の給与等に関する事項について必要な事項を定めるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第2条 条例第6条に規定する新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 次号及び第3号に定める者を除くフルタイム会計年度任用職員 別表（以下「初任給基準表」という。）の区分に対応する初任給欄に定められている号給
- (2) 医師事務作業補助者のうちリーダーの職にあるフルタイム会計年度任用職員  
リーダーの職に任用される直前の号給に10号給を加えた号給
- (3) フルタイム会計年度任用OB職員及び特殊な経験等を有するフルタイム会計年度任用職員 あらかじめ任命権者の承認を得て定める号給

2 前項第2号の職員が退職する場合は、退職の日の前日に10号給を減ずる。

(昇格)

第3条 初任給基準表に掲げる学歴免許等の職員のうち、上限号給が2級の職員については、1級の在級が10年以上かつ1級33号給以上に達したとき、職務の級を2級に決定する。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

(その他の事項)

第4条 この要綱に定めるもののほか、給与等の支給に関しては、四日市市会計年度任用職員の給与等の支給に関する要綱（令和2年四日市市告示第206号）の規定を準用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（初任給基準表）

試験	学歴免許等	初任給	上限号給
フルタイム 会計年度任用職員	助産師・看護師	1級31号	2級57号
	医療技術員	1級24号	2級50号
	看護助手	1級19号	2級45号
	医師事務作業補助者（リーダー）	1級17号	1級75号
	医師事務作業補助者	1級7号	1級65号